

介 護 保 険

令和5年度
改訂版

活用ガイド

くらしをささえる制度があります！



伊 万 里 市

介護保険の目的と理念

●国民の努力及び義務としては、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合でも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする」と規定しています。

自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには…

自助

自ら働いて、または自らの年金収入等により、**自らの生活を支え、自らの健康は自らが維持**すること

互助

家族・親族等、地域の人々、友人との間の**助け合いやボランティア**などインフォーマルな相互扶助

共助

医療保険制度・介護保険制度など社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える相互扶助

公助

高齢者福祉事業、生活保護など、困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で行う生活保障

もくじ

介護保険のはじまり

こんなことで悩んだり困ったりしていませんか	2
そんなときは、ご相談ください！地域包括支援センター	3
あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます	4
伊万里市独自の生活支援サービス	6

介護保険のしくみ

介護保険ってどのような制度？	
介護が必要な人をみんなで支え合う制度です	8
保険証と介護保険負担割合証	10

介護予防・日常生活支援総合事業

「一般介護予防事業」のサービス	11
「介護予防・生活支援サービス事業」（サービス事業）のサービス	12

介護予防サービス

介護予防サービス	13
----------	----

地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らすためには？	
地域密着型サービスを利用できます	15

介護サービス

介護サービス(在宅サービス)	17
介護サービス(施設サービス)	20

福祉用具・住宅改修

介護する環境を整えたいときは？	
福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます	22

利用者の負担

サービスを利用してかかる費用は？	
サービスは1割～3割の負担で利用できます	24

介護保険料

みなさんが納める介護保険料について	
介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています	26
65歳以上の人の保険料の納め方	27
65歳以上の人の保険料の決め方	28
40～64歳の人の保険料の決め方と納め方	30

健康づくりに関する事業

市の出前講座 健康診査・がん検診 健康相談 訪問指導 健康づくり教室	31
------------------------------------	----

事業者一覧表

事業者一覧	32
医療機関等一覧	36
お問い合わせ先	裏表紙

◦介護について考えるきっかけは？

こんなことで悩んだり困ったりしていませんか

あなた自身のことで、また、あなたの配偶者や親といった家族のことで、介護にかかわる心配はありませんか。健康状態への不安や介護保険制度に対する疑問、今すぐ必要なサポートなど、本人や家族がかかえる心配はさまざまです。



体力の衰えなどがあって日々の料理や洗濯、掃除といった家事が辛い。



家族だけで親の介護をしているが、仕事の都合などでいつも一緒にはいられない。



病気で入院したあと自宅で療養しているが、回復の状態が思わしくない。



足腰が弱って自宅で寝ていることが多く、トイレや入浴も一人では辛い。



家での介護を続けるのが難しいので、体制の整った施設をさがしたい。



家族が認知症になったので、専門的なサポートを受けながら介護したい。



今はまだ元気だが、将来的な体力の衰えなどの予防や対策に取り組みたい。



介護保険制度を利用してみたいが、必要な手続きの方法などがわからない。



あなたには、どんな悩みや困りごともありますか？

そんなときは、ご相談ください！

地域の高齢者を支える拠点

地域包括支援センター(別館1階長寿社会課内)

- ・介護予防ケアマネジメント、介護予防について ☎直通23-2155
- ・高齢者総合相談、権利擁護について ☎直通23-2122、代表23-2111(緊急時24時間対応)

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人のために、介護保険や介護予防事業などで介護予防の支援をします。

権利擁護

住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、高齢者のみなさんのさまざまな権利を守ります。消費者問題、虐待の早期発見、成年後見制度の紹介などを行います。

地域包括支援センター

主任 ケアマネジャー 保健師 (または経験豊富な看護師) 社会福祉士



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、高齢者を支えます。

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

介護予防包括的・継続的ケアマネジメント
ケアマネジャーへの日常的な指導や相談、支援困難事例などについての指導や助言をします。

■ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

介護の知識を幅広く持った専門家で介護保険サービスの利用にあたりさまざまな役割を担います。

- ・利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- ・利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- ・サービス事業者との連絡や調整をします。
- ・施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



長生園
☎23-0951

●担当地区
大坪・立花
大川内



敬愛園
☎27-2135

●担当地区
牧島・黒川
波多津
南波多(一部)



在宅介護支援センター

謙仁会
☎24-9388

●担当地区
伊万里・二里



ユートピア
☎20-8008

●担当地区
大川・松浦
南波多(一部)



西光苑
☎28-4878

●担当地区
東山代・山代


サービス利用までの流れ

あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます


65歳以上の人

こんなときこんな人は…

•まだ介護や支援は
必要ない
•介護予防に取り組み
たい



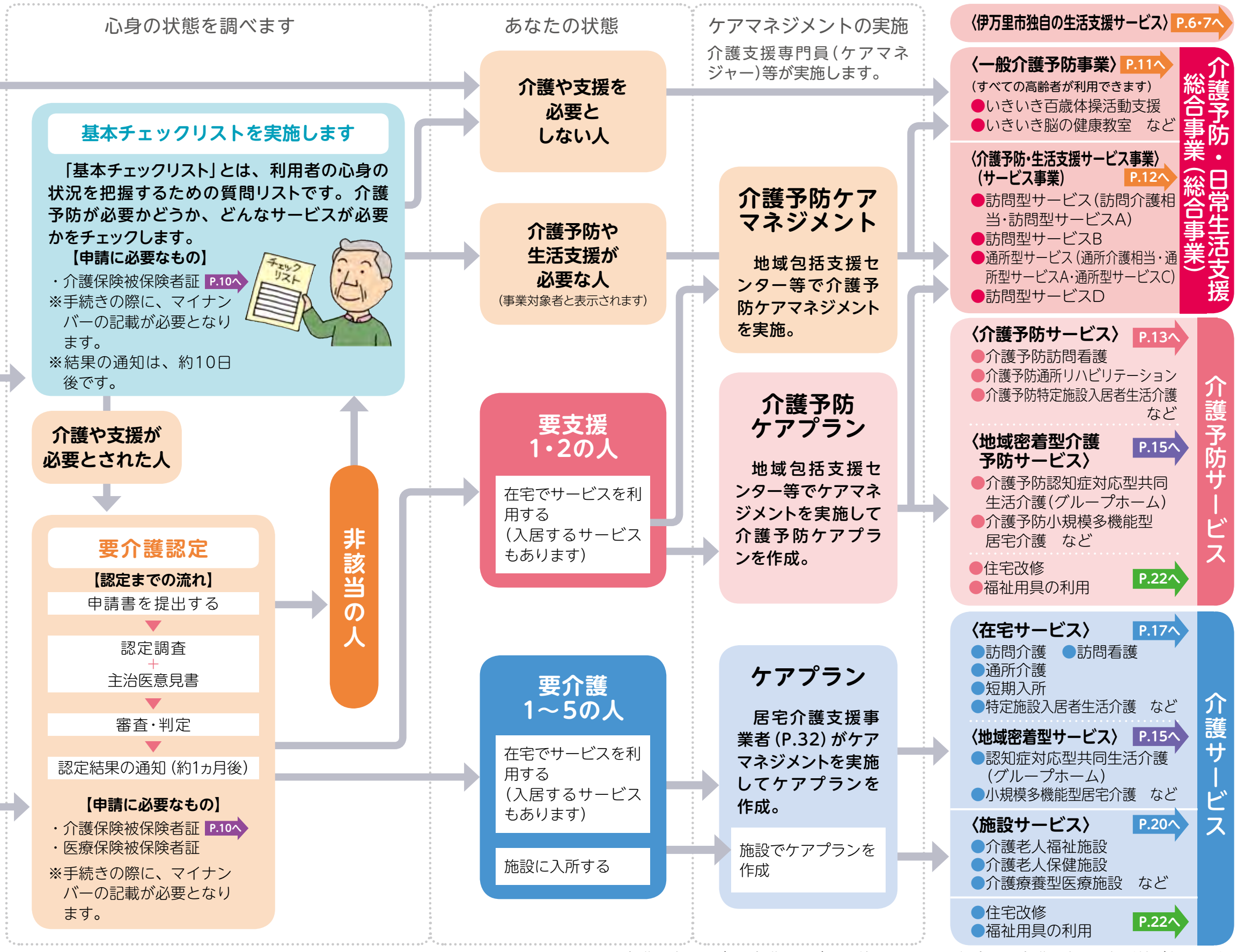
•生活に不安がある
がどんなサービス
を利用したらよいか
わからない



•何らかの介護や支
援が明らかに必要



まず、地域包括支援センター
または長寿社会課にご相談ください



介護保険のはじまり

※介護予防サービス・介護サービスを利用されている場合は要介護認定の更新手続きが必要です。

伊万里市独自の生活支援サービス

高齢者紙おむつ支給

在宅で、寝たきりや認知症などで常時失禁状態にある高齢者の家族に対し、紙おむつを支給します。

対象者 生計中心者の所得税が非課税の世帯、または市民税非課税の世帯。 **利用者負担** 個人負担はありません。

配食サービス

定期的に栄養バランスのとれた食事の配達とともに、安否確認などを行う事業です。

対象者 調理が困難な概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯。必要に応じて月～金曜日までの昼食・夕食のいずれかを配達します。

利用者負担 食材料費相当の個人負担が必要です。

愛の一声運動

ご近所の訪問連絡員が訪問し、安否確認を行います。地域の民生委員へご相談ください。

対象者 65歳以上で、見守りや安否確認が必要と認められる人。 **利用者負担** 個人負担はありません。

見守りサポーター派遣

認知症等の人の見守りや話し相手をする事で、安心した日常生活ができるよう支援する事業です。

対象者 認知症等により見守りが必要な高齢者。

利用者負担 1回あたり2時間以内で週2回までの派遣ができ、利用料金は1時間あたり200円です。

福祉緊急通報システムの貸与

自宅で急病などの緊急事態に陥ったときに、簡単に通報ができる緊急通報機器を貸与する事業です。

対象者 一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、前年分所得税が非課税世帯。次のいずれかの方が対象です。

- ① 概ね65歳以上の一人暮らしで、慢性疾患があるなど、注意を要する方。
- ② 概ね65歳以上のみで構成される世帯で、すべての方に慢性疾患があるなど、注意を要する世帯。
- ③ 18歳以上の一人暮らしで、身体障がい者手帳1級または2級の外出困難な方。

利用者負担 年金収入とその他の所得の合計により、次のようになります。
120万円未満……300円/月 120万円以上……900円/月



認知症高齢者等あんしん登録

認知症のため行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録し、緊急時や行方不明のときには、登録された情報をもとに、市と警察署、関係機関等が連携し、スムーズな捜索活動を行い、早期発見、安全確保に努めます。

対象者 伊万里市内に居住し、外出先で行方不明になるおそれがある認知症高齢者。
(※65歳未満の若年性認知症を発症した方も含まれます)
ただし、施設入所中、医療機関入院中の方等は対象になりません。

認知症高齢者等損害保険

認知症高齢者等が、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症高齢者等を被保険者とする個人賠償責任保険に、市が保険契約者として加入し、保険により補償を行います。保険加入による自己負担はありません。(全額を市が負担します)

対象者 次のすべてに該当する方が対象です。

- ① 伊万里市認知症高齢者等あんしん登録に登録された方
- ② 認知症高齢者については「日常生活自立度」が※Ⅱa以上相当である方
※日常生活自立度Ⅱa以上とは…
家庭外で日常生活に支障を来すような症状・行動、意思疎通の困難さが多少みられるが誰かが注意していれば自立できる状態(例:たびたび道に迷う。買い物、金銭管理等にミスが目立つ)
- ③ 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がない方
- ④ 他に同種の保険に加入していない方

補償の内容

賠償保険金額 3億円が上限です。

〔賠償内容〕

被害者への治療費、通院交通費、休業補償費、財物の修理代
訴訟費用、示談交渉サービス
鉄道会社等への遅延損害(他人や他人の財物に損害を与えたことによる遅延損害に限り対象となる) など

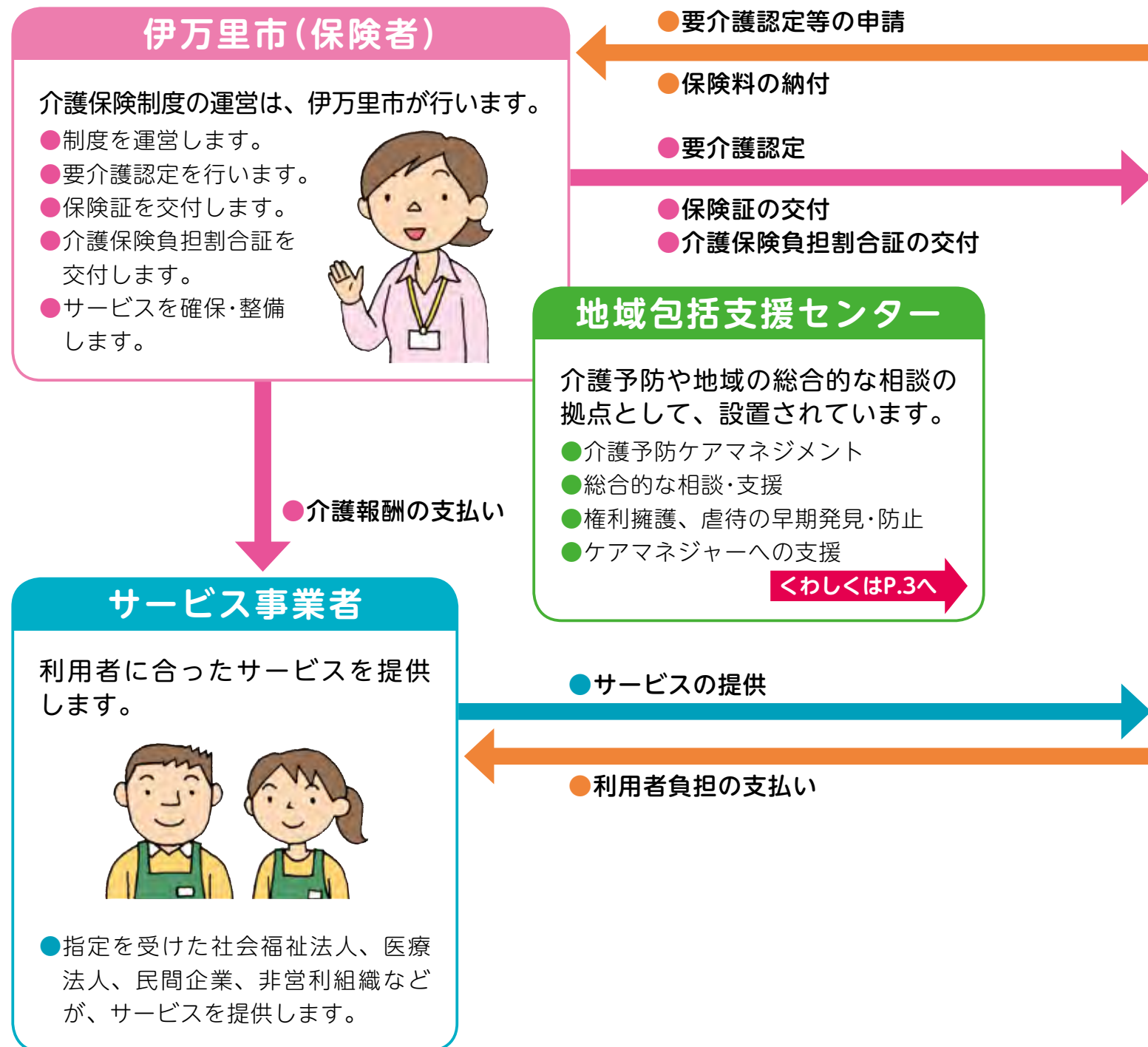


問合せ先 地域包括支援センター ☎23-2122
高齢福祉・介護認定係 ☎23-2162

○介護保険ってどのような制度？

介護が必要な人を みんなで支え合う制度です

介護保険制度は伊万里市が保険者となって運営しています。40歳以上の人
が加入者(被保険者)となって保険料を納めます。介護が必要となったときには、
費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。



介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



▶ 第1号被保険者 65歳以上の人 サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、伊万里市の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により要介護状態になったり、状態が悪化した場合は、伊万里市へ届出が必要です。示談前に長寿社会課へ連絡してください。



▶ 第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人) サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、伊万里市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病 加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障がいを起こす疾病

- | | | | |
|--|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ● がん
<small>(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り)</small> | ● 骨折を伴う骨粗鬆症 | ● 脊柱管狭窄症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 関節リウマチ | ● 初老期における認知症 | ● 早老症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | ● 多系統萎縮症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

■ 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証(介護保険被保険者証)が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

P.10へ

■ 介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合(1~3割)が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。

- 適用期間は1年間(8月~翌年7月)で、毎年交付されます。

P.10へ

保険証と介護保険負担割合証

介護保険の保険証

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

医療保険の保険証とは別に、一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40～64歳の方は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに必要です

- ★要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ケアプランの作成を依頼するとき
- ★サービスを利用するとき

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険で認定を受けた人には、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1～3割）が記載されています。

住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1～3割）が記載されています

こんなときに必要です

- ★サービスを利用するとき

質問：サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか。

こたえ

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国籍の方も短期滞在などを除き、介護保険の加入者となります。

介護予防・日常生活支援総合事業

「一般介護予防事業」のサービス 問合先 地域包括支援センター ☎23-2155

一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者のなかでも、主に比較的心身ともに健康で、自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。サービスを利用するだけでなく、本人が地域のボランティアとしてサービスを提供する役割を担うことなども期待されています。

■主な一般介護予防事業

いきいき百歳体操活動支援

地域住民が主体となって取り組む活動を支援します。
0kg～2.2kgまで10段階に調整できる重りを使った筋力体操を行います。



閉じこもり予防教室(気功・たっしゃか体操・リズム運動)

教室名	場所
気功	市民センター
たっしゃか体操	市民センター
リズム運動	山代コミュニティセンター



いきいき脳の健康教室

読み書き、計算など学習する脳のトレーニング教室です。

開催日 毎週月曜日

場所 市民センター



高齢者生きがいがづくり講座(陶芸・手芸・園芸)

講座名	開催日	場所
陶芸	毎週木曜日	老人福祉センター (松島町73番1)
手芸	第2・4火曜日	
園芸	第1金曜日	



「介護予防・生活支援サービス事業」(サービス事業)のサービス

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。なお、一定以上所得者は利用者負担の割合が2割または3割になります。

〔訪問型サービス〕 訪問介護相当サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や食事など生活の支援を行います。

支給限度額を考慮する必要があります。P.24へ

●利用者負担のめやす<1か月につき>

週1回程度の利用	1,176円
週2回程度の利用	2,349円
週2回程度を超える利用	3,727円

※身体介護・生活援助の区分はありません
※乗車・降車等介助は利用できません

〔緩和型サービス〕 訪問型サービスA

ホームヘルパーが居宅を訪問し、掃除や洗濯、調理などの生活の支援を行います。

●利用者負担のめやす<1か月につき>

週1回程度	941円
週2回程度	1,879円
週3回程度	2,982円

※1回60分以内
※身体介護は利用できません

〔住民主体サービス〕 訪問型サービスB・D

自治組織団体などが主体となって、訪問型サービスB(家事支援)、訪問型サービスD(移送支援)を行います。

種類	訪問型サービスD
事業名	べんりカーやましろ号
利用できる人	山代町在住の要支援者などで移動支援が必要な人
問い合わせ先	090-9070-8842

〔通所型サービス〕 通所介護相当サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

支給限度額を考慮する必要があります。P.24へ

●利用者負担のめやす
共通サービス<1か月につき>

週1回程度を目安	1,672円
週2回程度を目安	3,428円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります
※個別の機能訓練を行った場合等の加算有り

〔緩和型サービス〕 通所型サービスA

通所介護施設で運動・レクリエーション活動などを行うミニデイサービスです。

●利用者負担のめやす<1か月につき>

週1回程度	1,338円
週2回程度	2,742円

※2~5時間
※食費は別途必要になります
※個別の機能訓練を行った場合等の加算有り

〔短期集中サービス〕 通所型サービスC

理学療法士等の指導の下、最長6か月を目安に生活機能の改善を行います。

●利用者負担のめやす
共通サービス<1回につき>

週1回程度	500円
-------	------

※送迎を含む
※食費は別途必要になります

介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは支給限度額を考慮しながら組み合わせる利用することができます。

P.24へ

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。

●利用者負担のめやす

1回	852円
----	------



介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。

●利用者負担のめやす

1回*	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。



医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから(30分未満の場合)	450円
病院または診療所から(30分未満の場合)	381円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合(月2回まで)	514円
----------------	------

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

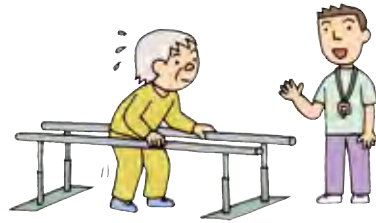
介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月)

共通サービス ※送迎、入浴を含む。 選択的サービス

要支援1	2,053円	運動器機能向上	225円
要支援2	3,999円	栄養改善	200円
		口腔機能向上(I)	150円

※食費、日常生活費は別途必要です。



選択的サービスが利用できます

運動器機能向上

理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

要支援1	182円
要支援2	311円

※日常生活費は別途必要です。



短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

(介護老人福祉施設・併設型の施設の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

(介護老人保健施設の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

○住み慣れた地域で暮らすためには？

要支援1・2の人

要介護1~5の人

地域密着型サービスを利用できます

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた介護保険のサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。なお、一定以上所得者は利用者負担の割合が2割または3割になります。
- 市区町村によっては実施していないサービスがあります。
- 【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費等は別途必要です。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円



24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

◆訪問看護サービスを行う場合 (一体系の場合)

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

※要支援1・2の人は利用できません。



認知症高齢者を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。



●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)
(単独型の場合)

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)
(ユニット数1の場合) (ユニット数2の場合)

要支援2	760円	748円
要介護1	764円	752円
要介護2	800円	787円
要介護3	823円	811円
要介護4	840円	827円
要介護5	858円	844円

※要支援1の人は利用できません。

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。なお、一定以上所得者は利用者負担の割合が2割または3割になります。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

●主なサービス内容

身体介護の例	生活援助の例
●食事や入浴の介助	●食事の準備や調理
●オムツの交換、排せつの介助	●衣類の洗濯や補修
●衣類の着脱の介助	●掃除や整理整頓
●洗髪、つめ切り、身体の清拭	●生活必需品の買い物
●通院・外出の付き添い など	●薬の受け取り など



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。



●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の特別養護老人ホーム。常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練などを受けられます。



●利用者負担のめやす(30日の場合) (ユニット型個室)

要介護1	19,830円
要介護2	21,900円
要介護3	24,090円
要介護4	26,220円
要介護5	28,260円

※要支援1・2の人は利用できません。
※新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



理学療法士：立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。
作業療法士：さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。
言語聴覚士：言葉や発声、聴覚の障がいがある人に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。

●利用者負担のめやす

1回*	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	470円
病院または診療所から (30分未満の場合)	398円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合 (月2回まで)	514円
--------------------	------

施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

※日常生活費は別途必要です。

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所の場合)(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※送迎を含む。
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。
食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所の場合)(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む。
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。
食費、日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

(介護老人福祉施設・併設型の施設の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

(介護老人保健施設の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行きます。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

- 従来型個室…ユニットを構成しない個室
 - 多床室…ユニットを構成しない相部屋
 - ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られているユニットを構成する個室
 - ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間があるユニットを構成する部屋
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

日常生活の支援をしてほしい 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,190円	17,190円	19,560円
要介護2	19,230円	19,230円	21,600円
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。



介護やリハビリを受けたい 介護老人保健施設(老人保健施設)

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

状態が安定している人が在宅復帰できるように、リハビリテーションや介護を提供します。



医療を中心とした介護を受けたい 介護療養型医療施設(療養病床等)

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,790円	20,580円	21,180円
要介護2	20,550円	23,430円	24,030円
要介護3	26,670円	29,460円	30,060円
要介護4	29,220円	32,100円	32,700円
要介護5	31,560円	34,380円	34,980円

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。



医療と介護を一体的に受けたい 介護医療院

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。



要介護1~5の人

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の利用者負担の割合分に加えて、食費、居住費(滞在費)、日常生活費を施設に支払います。



■基準費用額:施設における居住費(滞在費)・食費の平均的な費用を勘案して定める額(1日あたり)
利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 居住費…… ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円、従来型個室 1,668円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円)、多床室 377円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円)
- 食費…… 1,445円

低所得の人は食費と居住費(滞在費)が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費(滞在費)の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます〔特定入所者介護(予防)サービス費〕。



●負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります

●次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護(予防)サービス費の給付対象にはなりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が下記の一定額を超える場合
 - ・第1段階 : 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階 : 預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①: 預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②: 預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

○介護する環境を整えたいときは？

福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)をレンタルするサービスです。

要介護4・5の人の対象品目

下記①～⑩に加え

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人でも利用できます

要介護2・3の人の対象品目

下記①～④に加え

- ⑤車いす(車いす付属品を含む) ⑥特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)
- ⑦床ずれ防止用具 ⑧体位変換器 ⑨認知症老人徘徊感知機器
- ⑩移動用リフト(つり具の部分を除く)

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- ①手すり(工事をとまなわないもの) ②スロープ(工事をとまなわないもの)
- ③歩行器 ④歩行補助つえ

●利用者負担について

※レンタル費用の利用者負担の割合分です。支給限度額(24ページ参照)が適用されます。
※用具の種類や事業者により金額は変わります。



福祉用具を購入する

申請が必要

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて伊万里市に申請すると、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に利用者負担の割合分を除いた金額が介護保険から支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

要支援1・2

要介護1～5

- 腰掛便座 ●簡易浴槽 ●入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器



要支援1・2の人

要介護1～5の人

小規模な住宅改修

事前の申請が必要

住宅改修費支給

【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。



介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」

※上記の改修にとまって必要となる工事も支給の対象になります。

●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで伊万里市に申請すると、20万円を上限に利用者負担の割合分を除いた金額が介護保険から支給されます。
※引越した場合は要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ(償還払いの場合)

①相談・検討

(ケアマネジャーまたは市役所に相談)

②着工前申請(着工承認)

(工事を始める前に、市役所に住宅改修が必要な理由書など必要書類を添えて申請を行い、着工の承認を得ます)

③工事・支払

(改修費用をいったん全額自己負担して事業者を支払います)

④着工後申請(完了届け)

(工事が終了したら、市役所に写真や領収書など必要書類を提出し、改修が終了したことを報告します)

⑤払い戻し

(20万円を限度に該当工事代金の9割※(18万円※まで)が、指定の口座に振り込まれます)

※利用者負担が1割の場合

*要介護度の段階にかかわらず、福祉用具購入費の支給と住宅改修費の支給については、最初から利用者負担分のみ(1～3割)負担で済む貸付制度があります。費用が高額になり、いったん全額を負担することが困難な場合には、事前にご相談ください。

★工事内容の承認を受けていない住宅改修は全額自己負担となります。

サービスを利用してかかる費用は？

サービスは1割～3割の負担で利用できます

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合は、原則としてサービスにかかった費用の一部を利用者が負担します。

◆利用者負担の割合

3割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額*が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	次の①②の両方に該当する人（3割の対象とならない人で①②の両方に該当する人） ①本人の合計所得金額*が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人（第2号被保険者、住民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です）

*「合計所得金額」は収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険負担割合証について

要介護認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときの利用者負担は、決められた負担割合分ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。



おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

事業対象者	支給限度額
要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

*上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

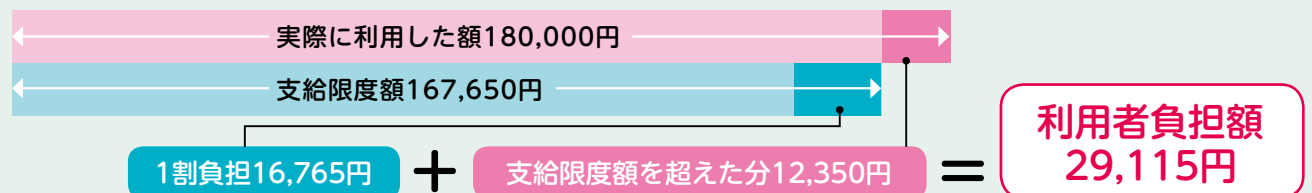
支給限度額が適用されないサービス

- 要支援1・2の人のサービス**
- 介護予防居宅療養管理指導
 - 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
 - 特定介護予防福祉用具販売
 - 介護予防住宅改修費支給

- 要介護1～5の人のサービス**
- 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 特定福祉用具販売
 - 住宅改修費支給

*内容によっては支給限度額が適用される場合があります。

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



利用者負担を軽減する制度があります

1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。申請する際は、伊万里市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。



■利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得690万円以上	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

利用者の負担

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

*低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

○みなさんが納める介護保険料について

介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

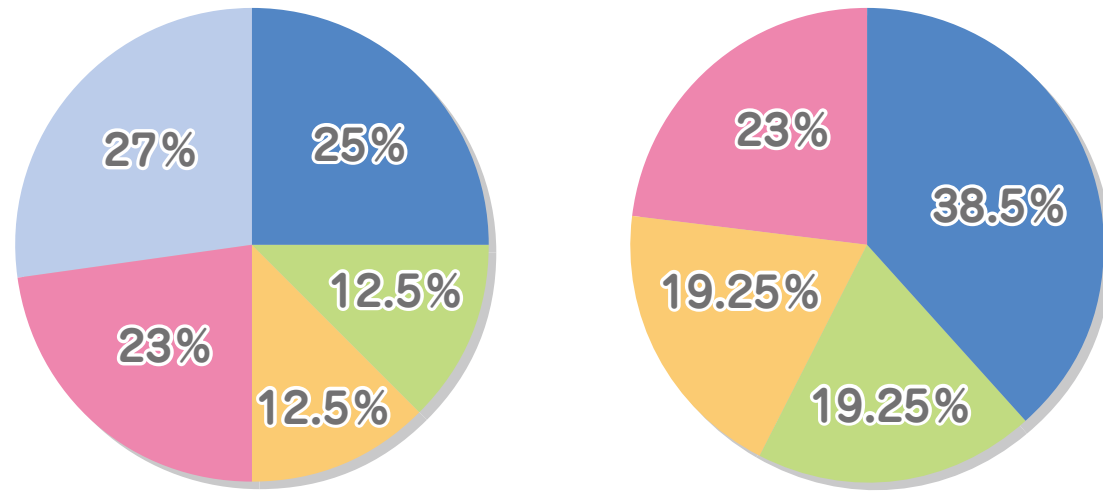
介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。



介護保険の財源（利用者負担分は除く）

介護給付事業、
介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業、任意事業



■ 国 ■ 県 ■ 市 ■ 65歳以上の人の保険料 ■ 40～64歳の人の保険料

※令和3～5年度の割合です

保険料を滞納していると…

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護（介護予防）サービス費が受けられなくなったりします。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市役所の長寿社会課までご相談ください。

65歳以上の人（第1号被保険者）の場合

保険料の納め方

納め方

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。

年金が年額18万円以上の人

年金から差し引き（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障がい年金です。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

■ 次のような場合、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金（老齢〈退職〉年金、遺族年金、障がい年金）の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- ……など

年金が年額18万円未満の人

納付書・口座振替（普通徴収）

市役所から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

■ 保険料納付は口座振替が便利です

便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります



65歳以上の人（第1号被保険者）の場合

保険料の決め方

決め方

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算定される基準額をもとにみなさんの所得状況に応じて設定されます。



基準額
(年額)

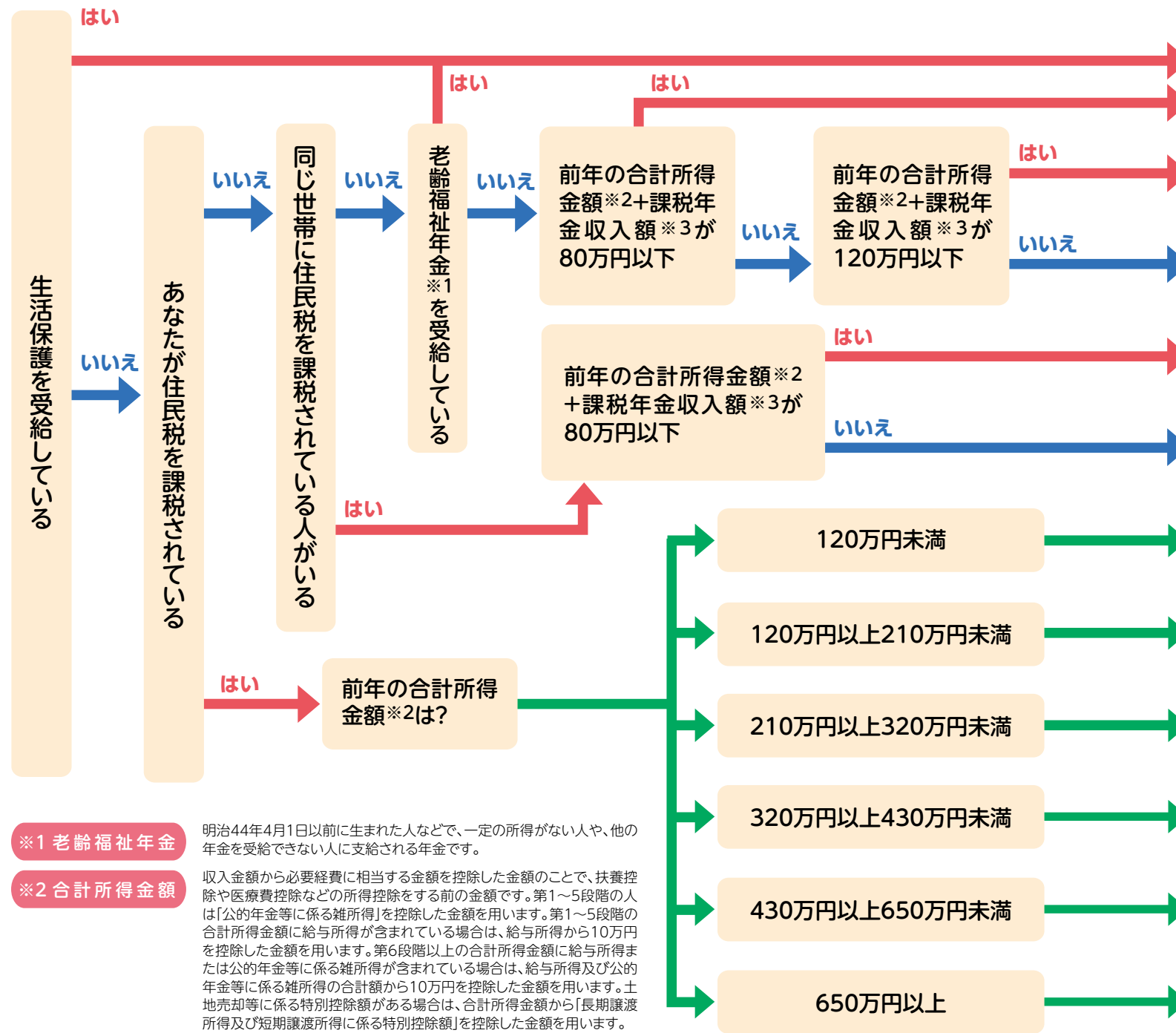
$$\text{伊万里市で介護保険給付にかかる費用(利用者負担分を除く)} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)} = \text{基準額}$$

伊万里市の65歳以上の人数

●保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

低所得者に対する保険料の負担軽減について

●第1段階は平成27年度から、第2・第3段階は令和元年度から負担軽減を行っています。



※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障がい年金・遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません。

段階	課税状況		対象者	保険料率	保険料(年額)
	本人	世帯			
第1段階	本人非課税	世帯全員が非課税	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.3	23,220円
			本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.5	38,700円
			本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.7	54,180円
			本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	69,660円
第2段階	本人非課税	世帯あり	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額	77,400円 (月額6,450円)
			本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	92,880円
			本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	100,620円
第3段階	本人課税		本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	116,100円
			本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上430万円未満の人	基準額×1.7	131,580円
第4段階	本人課税		本人が市民税課税で、合計所得金額が430万円以上650万円未満の人	基準額×1.9	147,060円
			本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上の人	基準額×2.1	162,540円

介護保険料

40～64歳の人（第2号被保険者）の場合

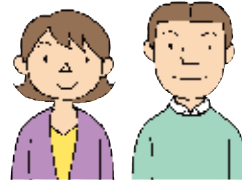
保険料の決め方と納め方

介護保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まり、医療保険分、後期高齢者支援金分と一括して納めます（40歳到達月の分から納めます）。

国民健康保険に加入している人は

決め方

介護保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まり、医療保険分、後期支援分と一括して納めます（40歳到達月の分から納めます）。



介護分

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

+

均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

+

平等割

第2号被保険者の属する世帯で1世帯あたりで計算

※国民健康保険税の介護分は、賦課限度額が決められています

納め方

国民健康保険税は、医療保険分と後期支援分、介護分を合わせて世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

給与および賞与

×

介護保険料率

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。
※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません

伊万里市のまちづくり出前講座

担当部署	内容	料金	電話番号
長寿社会課 介護給付係	①介護保険制度について	無料	23-2154
長寿社会課 高齢福祉・介護認定係	①高齢者福祉について	無料	23-2162
地域包括支援センター	①介護予防（百歳体操など）について	無料	23-2155
	②認知症サポーター養成講座		23-2122
	③地域包括ケアシステムについて		
健康づくり課	①生活習慣病予防について（体成分測定・糖尿病・高血圧予防など） ②健康づくりについて（感染症予防など）	無料	22-3916

健康づくりに関する事業

種類	対象者・利用料金
健康診査・がん検診 病気の早期発見、早期治療と健康の保持増進を目的に各種健診を行います。 ※日時、会場、自己負担額など詳しくは個人通知、広報、健康カレンダーをご覧ください。対象者の年齢は年度末時点での年齢です。	●健康診査（問診、血圧測定、尿検査、血液検査など） 対象者 40～74歳の国民健康保険加入者（特定健診）、40歳以上の生活保護受給者、後期高齢者医療対象者、30～39歳の人 料金 無料
	●がん検診（肺、胃、乳、大腸、子宮、前立腺） 対象者 40歳以上の人（肺・胃（バリウム）・乳・大腸）、20歳以上の人（子宮）、50歳以上の人（前立腺）、50・52・54・56・58・60・62・64・66・68歳の人（胃カメラ） 料金 500円（集団検診・個別検診の大腸） 1,000円（個別検診の肺、乳、子宮） 4,000円（個別検診の胃カメラ） 1,980円（集団・個別検診の前立腺）
	●結核検診（肺がん検診と同時実施） 対象者 65歳以上の人 料金 無料（集団・個別検診）
	●骨粗しょう症検診 対象者 40・45・50・55・60・65・70歳の女性 料金 500円（集団検診）
	●歯周疾患検診 対象者 40・50・60・70歳の人 料金 無料（集団検診）
	●健康相談 心身の健康づくりに関する相談、生活習慣病や骨粗しょう症予防、食生活、運動に関する相談等を行います。 対象者 40歳以上の人 利用料 無料 ●市民健康相談 市民センター 日程は広報・健康カレンダーをご覧ください
●訪問指導 特定保健指導・生活習慣病予防・重症化予防等に関する支援等を行います。 対象者 40歳以上の人 利用料 無料	
健康づくり教室 生活習慣病を予防し、元気でいきいきと過ごしていただくための教室を開催します。	●さわやか会 内容：トリム体操 日時 毎週水曜日 13:30～15:00 会費 月2,000円 場所 市民センター
	●健康体操教室 内容：生命の貯蓄体操 日時 毎週木曜日 10:00～11:00 会費 年3,600円 場所 市民センター

お問い合わせ・申し込みは 健康づくり課 ☎22-3916

指定居宅介護支援事業者一覧

(順不同)

伊万里地区	ケアマネージメントわきた	☎22-0888
	ケアプランセンターゆうゆう	☎22-4458
	居宅介護支援事業所伊万里整形外科病院	☎23-2504
大坪・立花地区	ケアマネージメントセンター 山口病院	☎23-5255
	ケアプランセンターグランパランいまり	☎20-4517
	長生園ケアマネージメントサービス	☎23-0951
	向陽	☎25-9110
	居宅介護支援事業所ヒュープラン	☎29-8838
大川内地区	ふくふくの里ケアプランサービス	☎21-1600
黒川地区	医療法人 二期会 小島病院居宅介護支援事業所	☎27-2121
	居宅介護支援事業所 敬愛園	☎27-2135
大川地区	老人在宅介護支援センター・ユートピア居宅介護支援事業所	☎20-8008
松浦地区	ケアサポートのぞみ	☎26-3241
二里地区	謙仁会居宅介護支援事業所	☎24-9388
	居宅介護支援事業所 ウェルネス伊万里	☎22-6510
	瑠璃光苑	☎29-8122
	ケアサポートこころ	☎20-4558
東山代地区	介護相談支援センターよつ葉	☎25-9661
山代地区	西光苑居宅介護支援事業所	☎28-4878

居宅介護サービス事業者一覧

(順不同)

ホームヘルプサービス (訪問介護)		
伊万里地区	セントケア伊万里松島	☎24-9732
大坪・立花地区	長生園ホームヘルプサービス	☎25-8202
	ヘルパーステーションいこいの里伊万里	☎22-7700
	ニチイケアセンターいすい	☎20-9081
	向陽	☎25-9110
黒川地区	ホームヘルプサービス敬愛園	☎27-2101
南波多地区	ヘルパーステーションふるさと伊万里	☎20-3610
大川地区	伊万里市東部デイサービスセンター・ユートピア訪問介護事業所	☎20-8008
二里地区	瑠璃光苑 (ホームヘルプ)	☎29-8158
	謙仁会訪問介護事業所	☎24-9388
山代地区	西光苑訪問介護事業所	☎28-4394

デイサービス (通所介護) (※は地域密着型通所介護を含む)

伊万里地区	デイサービスわきた		☎22-0888
	デイサービスえん家		☎22-3285
	かさね家	※	☎23-5925
	デイサービス ゆうゆう	※	☎22-4458
	介護ホームまきしま		☎20-0200
	デイサービスこはく		☎23-5070
大坪・立花地区	長生園デイサービスセンター		☎25-8203
	デイサービスエスペランス		☎23-5312
	ぽっかぽか・ハートケア伊万里		☎23-5050
	デイサービスれんげそう	※	☎22-2585
	NPO法人五大樹 地域共生ステーションぬくもいホームつくし	※	☎22-6670
	デイサービスながやますズラン		☎22-0187
	デイサービスながやまハナミズキ	※	☎22-0187
	デイサービスながやまハナレンゲ	※	☎29-8755
	デイサービスセンターいこいの里伊万里		☎22-7700
	山口病院デイサービスセンターこしだけ		☎23-5255
	デイサービスあさひ		☎29-8766
	デイサービスかりん		☎21-1555
	デイサービスノア	※	☎25-9873
	デイサービス紅葉		☎23-8061
大川内地区	ふくふくの里よしだデイサービス・宅老所	※	☎21-1600
	ふくふくの里なごみデイサービス・宅老所		☎21-0333
黒川地区	デイサービスセンター敬愛園		☎27-2101
	通所介護ほのぼの		☎27-2400
波多津地区	デイサービスやまぼうし	※	☎20-5500
南波多地区	デイサービスほっと (総合事業のみ)		☎24-3171
松浦地区	介護ホームもものかわ		☎26-3223
大川地区	伊万里市東部デイサービスセンター・ユートピア通所介護事業所		☎20-8008
二里地区	デイサービスこころ		☎20-4558
	デイサービスウェルネス伊万里		☎23-1815
	デイサービス・リアン		☎22-3383
	デイサービス アイケア		☎22-8888
	サテライト事業所みず穂		☎29-8281
	温泉デイフォレストイン伊万里		☎22-2100
	デイサービスえにしあ		☎25-8343
東山代地区	デイサービス明星		☎28-4533
	デイサービスけやき	※	☎28-0717
	デイサービスきずな	※	☎21-2315
山代地区	医療法人水上医院デイサービス はやたハウス	※	☎28-3822
	源氣堂リハビリデイサービス	※	☎21-2888

山代地区	高齢者支援施設 楽歳	☎20-2867
	らくさい倶楽部	※ ☎28-1527
デイケア（通所リハビリテーション）		
伊万里地区	伊万里整形外科病院通所リハビリテーション	☎23-2504
大坪・立花地区	医療法人山口病院温泉デイケアセンター	☎23-5255
	医療法人幸善会 前田病院健康増進センター 通所リハビリテーション	☎23-5101
黒川地区	医療法人二期会小島病院通所リハビリテーション	☎27-2122
大川地区	大川野クリニック	☎20-8060
二里地区	社会医療法人謙仁会山元記念病院通所リハビリテーション事業所	☎23-2166
	ケアポート楽寿園通所リハビリテーション事業所	☎23-1680
山代地区	西光苑デイケアセンター	☎28-1115
	西田病院通所リハビリテーション	☎28-1111
ショートステイ（短期入所生活介護）		
大坪・立花地区	長生園短期入所生活介護事業	☎22-3115
	ショートステイ グランパランいまり	☎23-5261
	ショートステイ グランパランモワ	☎23-4677
	ショートステイ グランパラントゥール	☎20-9310
黒川地区	ショートステイサービス敬愛園	☎27-2101
二里地区	短期入所生活介護施設ショートステイ伊万里	☎23-1945
ショートステイ（短期入所療養介護）		
伊万里地区	伊万里整形外科病院	☎23-2504
二里地区	介護老人保健施設 ケアポート楽寿園	☎23-1680
	医療法人小副川医院 小副川介護医療院	☎22-4114
東山代地区	医療法人立石医院	☎28-0007
山代地区	介護老人保健施設 西光苑	☎28-1115
	医療法人水上医院介護医療院	☎28-3714
特定施設		
伊万里地区	介護付有料老人ホームいまり	☎22-5737
黒川地区	介護付有料老人ホームほのぼの	☎27-0022
認知症対応型通所介護		
南波多地区	多機能ホームふるさと伊万里	☎20-3610
二里地区	多機能ホーム伊万里	☎20-4585 ☎22-6673
小規模多機能型居宅介護		
伊万里地区	小規模多機能型居宅介護施設 アイケアライフ伊万里	☎29-8830
山代地区	小規模多機能型居宅介護施設 さよがわ	☎28-0311
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
大川内地区	ふくふくの里えがお	☎22-1022
山代地区	西光苑定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	☎28-5060

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）		
大坪・立花地区	グループホームやすらぎの丘	☎22-9131
黒川地区	グループホーム椎の木の家	☎27-0113
	グループホームひなたぼっこ	☎20-7123
	グループホームうらら	☎20-7123
波多津地区	医療法人小島医院グループホームげんき	☎25-0250
南波多地区	グループホームふるさと伊万里	☎20-3600
大川地区	グループホーム・ユートピア	☎20-8055
二里地区	グループホーム伊万里	☎20-4585
	グループホームこころ	☎20-4556

介護保険施設一覧

(順不同)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		
大坪・立花地区	長生園（社会福祉法人 長生会）	☎22-3115
	グランパランいまり（社会福祉法人 花心会）	☎23-5261
黒川地区	敬愛園（社会福祉法人 伊万里敬愛会）	☎27-2101
地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		
山代地区	地域密着型特別養護老人ホームさくら（社会福祉法人 博仁会）	☎28-2250
介護老人保健施設（老人保健施設）		
二里地区	ケアポート楽寿園（社会医療法人 謙仁会）	☎23-1680
山代地区	西光苑（医療法人 光仁会）	☎28-1115
介護療養型医療施設（療養型病床群）		
伊万里地区	伊万里整形外科病院	☎23-2504
介護医療院		
伊万里地区	医療法人日高医院	☎23-5263
二里地区	医療法人小副川医院 小副川介護医療院	☎22-4114
東山代地区	医療法人立石医院	☎28-0007
山代地区	医療法人水上医院介護医療院	☎28-3714

福祉用具貸与・販売取扱事業者

(順不同)

販売事業者	電話番号	貸与・販売指定状況	
		介護予防（要支援1～2）	介護（要介護1～5）
エヴァ西九州	☎20-3030	貸与・販売	貸与・販売

医療機関等一覧

	機関名	電話番号	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導
伊万里地区	医科 医療法人 日高医院	☎23-5263	-	-	○
	医科 医療法人 古川内科クリニック	☎21-0730	-	-	○
	医科 おぜきホームクリニック	☎25-8030	-	-	○
	医科 伊万里整形外科病院	☎23-2504	○	○	○
	歯科 医療法人 いけだ歯科医院	☎22-4618	-	-	○
	歯科 ますもと けんこう歯科	☎24-9688	-	-	○
	歯科 医療法人 松栄会 まつうら歯科	☎20-4300	-	-	○
	薬局 回生薬局 本店	☎25-9122	-	-	○
	薬局 溝上薬局 伊万里蓮池店	☎24-9510	-	-	○
	薬局 溝上薬局 伊万里ながおさ店	☎20-1505	-	-	○
	薬局 サンアイ薬局 いまり店	☎25-9770	-	-	○
	薬局 株式会社 山下薬局 本店	☎22-3810	-	-	○
	薬局 誠心堂薬局 寿通り店	☎23-5814	-	-	○
大坪・立花地区	薬局 山下薬局 松島店	☎22-6677	-	-	○
	薬局 山下薬局 脇田店	☎25-9810	-	-	○
	医科 医療法人 山口病院	☎23-5255	-	○	-
	医科 鈴山内科小児科医院	☎22-7366	-	-	○
	医科 医療法人 幸善会 前田病院	☎23-5101	-	-	○
	医科 陽あたりリハビリ訪問看護ステーション	☎25-8110	○	○	-
	医科 訪問看護ステーション ヒューケア	☎29-8171	○	-	-
	歯科 上田歯科医院	☎23-8185	-	-	○
	歯科 ヨシロー歯科クリニック	☎22-7388	-	-	○
	歯科 いまり歯科診療所	☎29-8411	-	-	○
	薬局 誠心堂薬局 あすなる店	☎25-9936	-	-	○
	薬局 三和薬局	☎22-2457	-	-	○
	薬局 ヤナイ薬局	☎22-7731	-	-	○
薬局 こじま薬局	☎25-9641	-	-	○	

	機関名	電話番号	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導
大川内地区	医科 泌尿器科いまりクリニック	☎22-9680	-	-	○
黒川地区	医科 医療法人 二期会 小島病院	☎27-2121	-	○	○
	薬局 黒川カイセイ薬局	☎27-1218	-	-	○
南波多地区	医科 星のライフクリニック	☎24-3131	○	-	-
大川地区	医科 大川野クリニック	☎20-8060	-	-	○
	歯科 高瀬歯科医院	☎29-2045	-	-	○
二里地区	医科 医療法人 小副川医院	☎22-4114	-	-	○
	医科 ケンジンSPAクリニック	☎22-7771	-	-	○
	医科 社会医療法人 謙仁会 山元記念病院	☎23-2166	-	○	○
	医科 訪問看護ステーションなないろ	☎24-9388	○	-	-
	歯科 ふくだ歯科医院	☎22-1844	-	-	○
	歯科 よしなが歯科医院	☎23-6962	-	-	○
	歯科 光武歯科医院	☎25-9784	-	-	-
	歯科 医療法人高瀬歯科医院	☎22-5828	-	-	○
	薬局 あじさい薬局	☎20-4390	-	-	○
	薬局 ひまわり薬局	☎23-9180	-	-	○
東山代地区	医科 医療法人 立石医院	☎28-0007	-	-	○
	歯科 医療法人 愛歯会 國谷歯科医院	☎28-4668	-	-	○
	薬局 さと薬局	☎28-0101	-	-	○
山代地区	医科 医療法人 水上医院	☎28-3714	-	-	○
	医科 医療法人 光仁会 西田病院	☎28-1111	-	○	-
	医科 光仁会訪問看護ステーション	☎28-5335	○	-	-
	歯科 小野歯科医院	☎28-2066	-	-	○
	歯科 森田歯科医院	☎28-3044	-	-	○
	薬局 さよがわ薬局	☎20-2199	-	-	○
	薬局 鳴石薬局	☎28-3531	-	-	○

発行／お問い合わせ先

伊万里市 健康福祉部 長寿社会課

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

F A X (0955)22-7844

e-mail choujushakai@city.imari.lg.jp

● 介護サービス・介護保険料に関すること（介護給付係）

直通電話(0955)23-2154

● 介護認定に関すること（高齢福祉・介護認定係）

直通電話(0955)23-2162

伊万里市 健康福祉部 地域包括支援センター

● 介護予防に関すること（介護予防係）

直通電話(0955)23-2155

● 高齢者の総合相談・権利擁護に関すること（包括支援係）

直通電話(0955)23-2122

代表電話(0955)23-2111(高齢者虐待などの緊急時で土・日・祝日・夜間の場合)

伊万里市 健康福祉部 健康づくり課

● 健康づくりに関すること

直通電話(0955)22-3916

F A X (0955)22-3970

e-mail kenkouzukuri@city.imari.lg.jp

伊万里市ホームページ <https://www.city.imari.saga.jp/>



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

